

サン共同通信

2023年

Topics 注目トピック

- 税制 中小企業の役員給与
定期同額給与と事前確定届出給与
- 社保 社会保険の変更点
- 融資 毎月の融資情報
- メディア実績

3

月号

スペシャルインタビュー

Barを開業するにあたり 必要なこと、大変なことって？

2022年春・六本木にBarをオープンさせた
サン共同税理士法人代表の朝倉がリアルにお伝えします。



Barを開業するにあたり必要なこと、大変なことって？ 2022年春・六本木にBarをオープンさせた サン共同税理士法人代表の朝倉がリアルにお伝えします。

(1) 激戦区の六本木で税理士が飲食店開業に挑戦！

朝倉：独立当初の2016年ごろからBarを出してみたいと思っていました。理由としては自分自身がお酒が好きだからというというのが大きな理由だと思います。あとは、サン共同も青山一丁目という立地で事務所を構えさせてもらっていたのと、私自身これまで六本木周辺の飲食店を利用する中で、知り合った経営者が多かったのもあると思います。六本木は飲食店の中でも、激戦区。そんな中で自分のこれまでの人脈と税理士としてのノウハウを活かし、挑戦をしたいと思いました。

そんな折にコロナ禍到来。どうしようか悩んでいるときに、弊社にジョインしてくれたのが現在、不動産チームを担当している田中彰一（以下、田中）でした。

不動産交渉などの知見を持っている田中と、同じく飲食店での経験のあるスタッフが手伝ってくれることになったので、本格的に六本木でのBarオープンに向けて動き出すことにしました。



会計事務所内にBarをオープンさせるのではなく、外部で一から立ち上げたのはなぜ？

朝倉:これは弊社の方針と私自身のポリシーなのですが、母体であるサン共同税理士法人は基本在宅勤務を導入しております。お客様にもオンラインMTGをお願いしている手前、事務所にBarを作るとお客様が結局事務所にお越しになることになるので、税理士法人の方針は変えたくなかったのです。

Barを作ったらそこにお客様も来てほしいと思いましたが、どうしても事務所内にBarを作ると仕事の延長線上になってしまう。

弊社そして私のポリシーとしては、『仕事は仕事。遊びは遊び』とメリハリをつけたいので、外部にカッコいいお店を出したいなと思いました。



(2) 六本木はBarを出すのは向いてない？立地・物件が決まるまでに苦労したこと

朝倉:2021年1月ごろから本格的に物件を探しました。8月ごろに事業計画を作成。実際に探し始めて1年弱で10件以上は実際に物件を見に行きました。

実際に探してみてわかったことなのですが、六本木界限は定期借家の場合も多くあり、そうでない物件を探すことに苦労しました。

実はここはとても大事なことで、**創業融資のときに定期借家であると審査のハードルは一段と上がります**。例えば、期間が5年の場合、5年で返済しないといけないので、それだけ借主の負担がかかることになります。銀行も、返せないリスクを考えるとなかなか承認をしてくれないのが一般的なのです。

税理士法人が母体でも物件は断られる…

朝倉：私は法人として探していたのですが、税理士法人という業種柄NGを出してくることはあまりないだろうと思っていました。しかし、予想は裏腹に何カ所か断られてしまいました。

1件目はずっと空いていたのですが、コロナ禍でもあり申し込みを入れるのを迷っていました。いざ、申し込もうと思ったときに、すでに他社で決まっていたのでした。

2社目は、良い立地のところ。しかし水商売がNGでお断りをされてしまいました。意外かもしれませんが、六本木は水商売ができる物件が少ないのです。

今回決まった物件は、2021年11月に申し込み12月1日～2月1日までフリーレント期間をお願いしました。良い物件を決めるポイントとしては、オーナーに気に入られること、つまりはずっと借りてくれる可能性があるのか、変に値切らないことも大事だと思います。

これもご縁ですが、交渉力や相手に合わせることも大事だなと思いました。

デザイナー探しを同時に！

朝倉：物件探しとデザイナー探しを同時に行いました。というのも、物件がいざ決まっても、お願いしたいデザイナーさんにこの構造だとデザインができないと断られてしまうこともあるのです。一からデザインしたい場合は、デザイナーをまずは決定させ、一緒に物件を見てもらうことです。



ここでもちょっとしたトラブルがあり…実は、決まりそうな物件でデザインまで作ってもらったのですが、物件に入れず流れてしまいました…。

デザイナーさんは職人さんです。デザインをお願いしておいて、やっぱりできませんだと先方も気を悪くしてしまうので、デザイナーとの信頼関係も大切です。

また、工事など基本的にはスケジュール通りには進まないものです。急かさずに余裕を持つことも大切だと思います。

ちなみに、今回ご依頼をしたデザイナーですが、知り合った経緯を話しますと、ある良い物件を見学した際に、そのビルにすでに入っている3階のお店を覗くと、とてもデザインが、カッコよかったのです。私達が見学をした間取りと同じだったので、3階をデザインした方に頼めば間違いのないと思い、ネットで調べたら、デザイナーの方の名前が出てきたので問い合わせをしたのがご縁です。

ビルの場合は、ほかにどんなお店が入っているか他の階もチェックしておくともよいかもしれません。

(3) 立地&デザイナーが決まった…! その次に行ったこと

朝倉: 解体工事など基本はデザイナーの知り合いの方に頼むのが主流です。私は解体工事に関しては知り合いに依頼したのですが、自前で用意するかいなかでデザイン料が変わってくることもあります。

弊社の場合は、通常デザイナー経由で依頼をすると工事費の13%手数料としてかかりますが、自前の場合6%となりました。



このほか、業者に依頼したのは以下となります。(2022年3月時点)

- ・酒屋の業者→カクヤス
- ・グラス→自前
- ・椅子、ソファ→デザイナー経由
- ・決済システム→Airレジ、スマレジ
- ・おしぼりの業者→スタッフ経由でリサーチ
- ・コースターの業者→田中経由でリサーチ
- ・看板→ネット注文
- ・集客(HP、SNSコンサル採用)→自社のHP担当者に依頼+その担当者の人脈
- ・スタッフ採用→既存スタッフからの紹介

(4)業者の方とのやりとりで大変だったこと

田中:物件のやりとりでオーナー交渉をするのに労力がかかると思います。今回のBarの物件では、オーナー専属の仲介さんとやりとりでしたので、まずは仲介さんに認めていただくことが必要だと思います。法人の場合は、キレイな会社であることを証明する、書類面はもちろんですが、メールのレスポンスなど対応でも変わってくるのでいかに熱意があるかを見せる必要があると感じました。

あとは、お店を営業するのに関わるお酒の発注会社の選定などを担当しました。実は、現在シャンパンが仕入れ値が上がっています。少しでもコストを抑えられるルート探し、あとはメニュー作りに力を入れました。

朝倉:デザイナーさんとのやりとりは細部まで打ち合わせをするので、そこはパワーが必要になってくるかもしれません。たしかに椅子のサイズが合わないといひとつ椅子が入らないなんてことにもなりますよね…。

こうしたやりとりもあつたりすると、基本的には工事1~2か月ほど遅れてしまうので、余裕や覚悟が必要。覚悟というのは、空家賃が発生する点です。空家賃が発生しないのはほぼ不可避と思ってよいでしょう。私の知り合いは7ヶ月ぐらい発生したケースもあるので、入社予定の従業員の給与含めて、余裕を持つ必要があります。



あと、銀行口座の開設も実は思い通りに進まないことがありました。物件は、2021年11月契約、12月からフリーレント期間でしたが、衛生管理士の免許をとらないと営業ができないのです。現在、コロナ禍で衛生管理士の試験日程が取れなく、その資格がないと営業許可書が取れない。営業許可証がないと銀行口座が開設ができないのです。

これは会社で行う場合であり、個人事業主であれば法人よりも銀行口座開設のハードルは下がるので問題はないです。

税制的には法人であれば有利ということはないので、個人で始められる方は心配しなくて良い点だと思います。

(5)レジについて

朝倉:弊社は税理士法人なので、会計周りのこともお伝えしますが、Airレジもしくはスマレジで検討しています。これは弊社のお客様で創業融資支援をしている飲食店にもお願いをしているのですが、日々の経理は自動化させるのが基本です。

毎日売上のことを手作業で記帳するのは、ミスも起きやすいのです。

Airレジもしくはスマレジであれば、freee会計やMFクラウドなどのクラウド会計との連動も可能です。

仕入れは振り込みで行い、銀行口座をネットバンクにして、それをクラウド会計と連動。

売上は明細で見られるようになっており、クレジットカード売上もAirレジであれば翌日には確認できるので、税務担当者とのタイムラグも発生しません。

確定申告などもミスがない資料を出せるので会計事務所としても楽になりますし、何より経営者ご本人が一番楽になります。

(6) コロナ禍がチャンス? 夢の実現を諦めないで



朝倉: コロナ禍が収まらず、ウクライナのことなどもあり、自分のお店を持ちたいと目標に向かってきた方にとっては、今の時期にお店を出すことは不安に思うことでしょう。

しかし、コロナ禍だからこそ、物件が安くなっていたり、手の届かなかったところに審査が通ったり、制度次第ではありますが補助金などが出るケースもあったり、逆に競合が少ないなどメリットもあります。

飲食店で遅くまで飲むことは昨今少なくなってしまったかもしれませんが、その分テイクアウトを充実させたり、宅配メニューを導入したりなど勝ち残るために工夫も必要だと感じます。

それは、これから経営者になる以上、どこの業界においても同じことと言えます。

とはいえ、覚悟がどれだけあっても、お金周りの心配はつきないと思います。

弊社、サン共同税理士法人では、よりお店のことに集中できるよう税金面や創業融資などサポートさせていただきます。

弊社グループでは不動産チームもありますので、物件探しや交渉面のお手伝いも可能です。

まずはお気軽にお問い合わせください!

サン共同税理士法人 飲食店開業資金創業融資支援センター

▶<https://tax-startup.jp/restaurant/>

▼まとめ

- ✔ 飲食店をオープンさせるには覚悟と余裕が大事!
- ✔ 物件とデザイナーなど力になってくれる方には無理な値引きをしない!
- ✔ 物件交渉や創業融資のご相談もサン共同にお任せを!
- ✔ コロナ禍でもお店をオープンさせるメリットもあり! 夢を諦めないで!

中小企業の役員給与 定期同額給与と事前確定届出給与

法人税法においては、役員給与として、①定期同額給与 ②事前確定届出給与 ③業績連動給与の3つが規定されていますが、③業績連動給与については、有価証券報告書等において開示されている必要があるなど、対象が上場企業や大企業に限定されているため、今回は中小企業の役員給与として、①定期同額給与 ②事前確定届出給与の二つについて説明します。

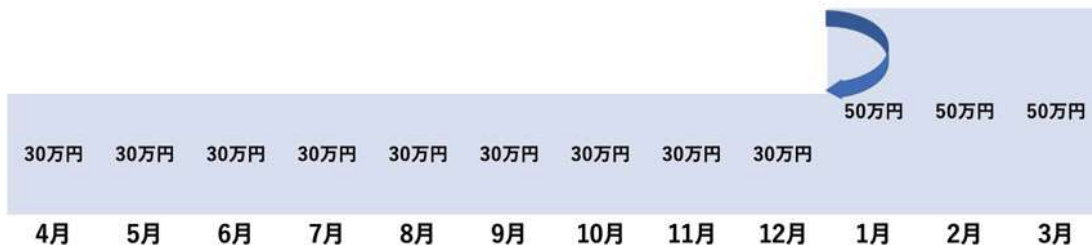
1. 定期同額給与

役員報酬は、一事業年度内においては、原則として、毎月の役員報酬は同額でなければ法人税法上の経費とならなくなり損金算入できません。

例えば3月決算の法人の場合には、4月から3月までの1年間は同額でなければなりません。4月から12月が30万円、1月から3月までが50万円など、支給額が一定でない場合には一定額が損金にならなくなり法人税が課税されてしまいます。これを定期同額給与(その支給時期が1カ月以下の一定の期間ごとである給与で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの)といいます。

※ このケースでの損金不算入額は増額改定後の定期給与の額のうち増額改定前の支給額に上乗せした部分の金額

(50万円 - 30万円) × 3ヶ月 = 60万円



期中に改定できる場合

しかし、例外的に、以下の場合には支給額が同額でなくとも損金算入が認められます（法人税法上の経費にすることができ損金不算入となりません）

イ 定期改定

事業年度開始後3か月以内の改定

3月決算の法人が翌期6月末までの間に役員報酬を改定した場合



※ 事業年度開始後3か月以内の改定であれば損金不算入額はなし

（7月から改定する旨を6/25の株主総会で決議）

ロ 臨時改定

取締役から代表取締役への職制上の地位の変更、病気等により職務執行ができない場合、職務内容の重大な変更など、やむを得ない事情による改定の場合

ハ 業績悪化改定事由による減額改定

「経営の状況が著しく悪化したこと等」によりやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情による改定の場合

2. 事前確定届出給与

役員に対する賞与は、原則として法人税法上の経費とならず損金算入ができません。

しかし、その役員に対する賞与の対象者、支給日、支給金額をあらかじめ税務署に届出て、その届出内容通りに支払うことにより、損金算入が可能になります。これを事前確定届出給与（その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭等を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、期限までに届出をしているもの）といいます。

届出期限

事前確定届出給与の届出は、定時株主総会の決議日から1か月以内、または事業年度開始の日から4か月以内のいずれか早い日が期限になります。例えば、3月決算の法人の定時株主総会が5月25日に開催された場合には、定時株主総会の1ヶ月後の6月25日と、事業年度開始の日から4か月以内の7月31日と比較し、そのうち早い日である6月25日が届出期限となります。対象者と支給金額だけでなく、届出書に記載した支給日通りに支給しなければ、その全額が損金に算入できなくなってしまうため注意が必要です。

事前確定届出給与に関する届出書		※整理番号							
<div style="text-align: center;"> <p>令和 年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">税務署長殿</p> </div>	納税地	〒 電話() -							
	(フリガナ)								
	法人名等								
	法人番号								
	(フリガナ)								
代表者氏名									
代表者住所	〒								
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号					
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署) 電話() -		部門					
	(フリガナ) 代表者氏名			決算期					
	代表者住所	〒		業種番号					
				整理簿					
		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課						
事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。									
記									
① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等		(決議をした日) 令和 年 月 日 (決議をした機関等)							
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日		令和 年 月 日							
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日		(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 令和 年 月 日							
④ 事前確定届出給与等の状況		付表__ (No. ~No.) のとおり。							
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由									
⑥ その他参考となるべき事項									
届出期限	イ 次のうちいずれか早い日 令和 年 月 日 (イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日 (令和 年 月 日) (ロ) 会計期間4月経過日等 (令和 年 月 日) ロ 設立の日以後2月を経過する日 令和 年 月 日 ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 令和 年 月 日								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">届出期限となる日</div> <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ									
税 理 士 署 名									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認

社会保険の変更点

2023年度からの社会保険等の変更事項をお知らせいたします。

以下の3点は、従業員への給与の支払いに影響しますので、内容をご確認いただき給与に反映いただければと思います。

1. 月60時間超の割増賃金率25%→50%へ引き上げ

これまで中小企業では、1日8時間、週40時間を超える法定時間外労働に対しては、25%割増の賃金で支払えば問題ありませんでした。これは2023年3月までの中小企業に対する猶予期間によるもので、大企業では月60時間を超える時間外労働に対しては、すでに50%割増した時間外手当の支払いが義務付けられていました。

中小企業の猶予期間の終了に伴い、**2023年4月1日以降に月60時間以上の時間外労働**が発生した場合、その分から**50%の割増率**での時間外手当の支払いが必要です。

(2023年3月31日まで)			(2023年4月1日から)		
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% (2010年4月から適用) 中小企業は 25%			月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ		
	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕		1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間 を超える労働時間〕		
	60時間以下	60時間超	60時間以下	60時間超	
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

出典:厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>

なお、上記に違反した場合には、6か月以下の懲役、又は30万円以下の罰金が科せられる場合もありますので、ご注意ください。

2. 健康保険料率・介護保険料率が変更

2023年3月分(4月納付分)より協会けんぽ(全国健康保険協会)の健康保険料率・介護保険料率に変更となります。
都道府県ごとに料率が異なりますので、下記より事業所の所在地の都道府県の料額表をご確認ください。

【全国健康保険協会：令和5年度保険料額表】

▶<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r05/r5ryougakuhyou3gatukara/>

参考：東京都の場合の保険料額表

令和5年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率：令和5年3月分～ 適用
 ・介護保険料率：令和5年3月分～ 適用
 ・厚生年金保険料率：平成29年9月分～ 適用
 ・子ども・子育て拠出金率：令和2年4月分～ 適用

(東京都)

(単位：円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
等級	月額			10.00%		11.82%		18.300%※	
		円以上	円未満	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	~	63,000	5,800.0	2,900.0	6,855.6	3,427.8		
2	68,000	63,000	73,000	6,800.0	3,400.0	8,037.6	4,018.8		
3	78,000	73,000	83,000	7,800.0	3,900.0	9,219.6	4,609.8		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,800.0	4,400.0	10,401.6	5,200.8	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	101,000	9,800.0	4,900.0	11,583.6	5,791.8	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,400.0	5,200.0	12,292.8	6,146.4	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	11,000.0	5,500.0	13,002.0	6,501.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,800.0	5,900.0	13,947.6	6,973.8	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,600.0	6,300.0	14,893.2	7,446.6	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,400.0	6,700.0	15,838.8	7,919.4	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,200.0	7,100.0	16,784.4	8,392.2	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	15,000.0	7,500.0	17,730.0	8,865.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	16,000.0	8,000.0	18,912.0	9,456.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	17,000.0	8,500.0	20,094.0	10,047.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	18,000.0	9,000.0	21,276.0	10,638.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	19,000.0	9,500.0	22,458.0	11,229.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	20,000.0	10,000.0	23,640.0	11,820.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	22,000.0	11,000.0	26,004.0	13,002.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	24,000.0	12,000.0	28,368.0	14,184.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	26,000.0	13,000.0	30,732.0	15,366.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	28,000.0	14,000.0	33,096.0	16,548.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	30,000.0	15,000.0	35,460.0	17,730.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	32,000.0	16,000.0	37,824.0	18,912.0	58,560.00	29,280.00

東京都の場合、健康保険料率は9.81%→10.00% (介護保険料率を含めると11.45%→11.82%)へと変更となります。

なお**介護保険料率は、全国一律で1.64%→1.82%の変更**となります。

社会保険料を翌月の給与から徴収している場合は、4月に支給する給与から新たな料率で計算した健康保険料・介護保険料の徴収が必要です。当月の給与から社会保険料を徴収している場合は、3月に支給する給与からの変更となりますのでご注意ください。

*40歳未満(介護保険第2号被保険者に該当しない) …健康保険料のみ

*40歳以上65歳未満(介護保険第2号被保険者に該当) …健康保険料と介護保険料

なお、厚生年金保険料は変更ございませんので、従来とおりの料率で計算してください。

3. 雇用保険料率の変更

2023年4月より雇用保険料率に変更となります。4月1日以降に最初に到来する締め日により支給される給与より、下記の料率(①労働者負担の欄)で計算する必要がありますので、ご確認ください。

<令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月~)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月~)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月~)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月~令和5年3月の雇用保険料率)

出典:厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/001050206.pdf>



代表朝倉の
twitterアカウントのご紹介



代表朝倉のつぶやき @asakuraayumu

twitterやっています!質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!





毎月の融資情報

日本政策金融公庫 売上減少が起きていない場合にもコロナ融資の利用が可能に

2023年2月から「債務負担が重くなっている方」もコロナ融資を利用することが可能になり、制度をより活用しやすくなりました。新たに追加された要件として「債務の償還年数が13年以上」に該当する事業者の方が対象になります。

償還年数	償還年数の計算（上段：分子、下段：分母）
13年以上	$\frac{\text{短期借入金} + \text{長期借入金} + \text{社債} + \text{設備手形} \cdot \text{未払金} + \text{リース手形} \cdot \text{未払金}}{\text{経常利益} \div 2 + \text{減価償却費}}$

※日本政策金融公庫のHP上では償還年数の算出方法について具体的に公表されておらず、公庫への問い合わせによる回答を掲載しております。

公表時には内容が変更される可能性もございますので予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

日本政策金融公庫 融資金返済口座にGMOあおぞらネット銀行を指定可能に

2023年2月20日からインターネット専門銀行としては初めて、日本政策金融公庫の融資金の返済口座に指定することが可能になりました。

これまでは実店舗を有する金融機関の口座のみ返済口座として指定できましたが、銀行での口座開設には時間を要することも多いことから資金計画に大きく影響を及ぼすことがございました。インターネット専門銀行の場合には口座開設の対応もスピーディであり、開設可決率も高い水準であるため今後はより円滑に資金調達を実施可能になることが期待されております。

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2023年3月1日時点
創業融資の基準金利	2.45～3.45%	変更なし
コロナ融資の申込期限 (※3年間の利子補給無し)	2023年3月31日まで	2023年9月30日まで

メディア実績



セミナー

2022年12月



会計事務所サミット2022

2022年12月



株式会社アクセスコンサルティング主催セミナー

2022年12月



株式会社ミツカル主催セミナー

2022年11月



株式会社インフォーマット主催セミナー

2021年12月



会計事務所サミット2021

2019年7月



会計事務所サミット2019

取材など



週刊新潮 (2022年6月16日)



週刊ダイヤモンド (2021年2月13日)



週刊現代 (2020年6月27日)

テレビ東京
ワールドビジネス
サテライトに取材
放送されました。
(2020年5月1日)



プロパートナー-ONLINE Circle (2023年1月)



FIVE STAR MAGAZINE (2022年11月号)



月刊実務経営ニュース (2022年9月号)



BIZUP事務所経営Report (2019年6月号 vol.68)



実務経営サービス『お役立ち会計事務所全国100選 2023年版』



プロパートナー『土業ランキング500』2022年完全版

書籍





拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

日本橋オフィス

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2F

五反田オフィス

〒141-0031

東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

西宮オフィス

〒663-8112

兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

沖縄オフィス

〒901-2225

沖縄県宜野湾市宇大謝名215 レキオスクエア 2-D

福岡オフィス

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!